

令和5年度第3回 士別市地域公共交通活性化協議会 てん末

令和5年11月15日 書面による協議

＜地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について＞

令和4年度に国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、福祉タクシー（株式会社士別ハイヤー）を導入するため、別紙1「生活交通改善事業計画」を協議会として提出しました。

今般、協議会において本計画に基づく実施状況の確認および評価を行い、公表および国土交通省へ提出する必要があることから、別紙2「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」を作成しましたので、内容を確認のうえ下記承認欄に回答いただき、下記事務局までご提出をお願いします。

上記案内の結果、全委員が承認したことから、原案どおり公表および提出を行う。

令和4年8月30日

（名称）士別市地域公共交通活性化協議会
（代表者名）士別市副市長 法 邑 和 浩

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和4年度福祉タクシー車両導入事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

人口減少と少子高齢化が急激に進む本市では、高齢者の方が、今後も健康でいきいきと暮らすことを目的に、外出支援事業など各種取り組みを進めており、障がいのある方の社会進出についても進んでいる状況にあり、高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備が求められており、災害時における移動の不便を解消するため、福祉タクシー車両の導入が必要であると考えます。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果**（1）事業の目標**

現在、地域内で1台保有している福祉タクシーを令和4年度内に1台増台する

（2）事業の効果

福祉タクシー車両を導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などが福祉タクシーの利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者**（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）**

（内容）福祉タクシー車両の導入 1台：株式会社士別ハイヤー

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）身体障害者手帳、又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該手帳を提示したときに1割引きとする

（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について）
・対象外

（2）関連事項

〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし

<p>〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・士別市が実施している特定地域に居住している市民対象のスクールハイヤーや観光施設等への移動手段の確保事業に、株式会社士別ハイヤーが導入を予定している福祉タクシーの活用を進め、行政と事業者が連携し利用者に優しいまちづくりを進める。 ・士別市と株式会社 士別ハイヤーで「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結しており、災害発生時に行政と事業者が連携して対応することが可能。
<p>〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和4年度（当該年度） ※総事業費については見込み額。					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー の導入事業	2,697千円	600千円	0千円	0千円	2,037千円
	100%	22%	0%	0%	78%
合 計	2,697千円	600千円	0千円	0千円	2,037千円
	100%	22%	0%	0%	78%
令和5年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
合 計					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和4年度				令和 年度				令和 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー の導入事業				1台 交付決定日着手								
												3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年8月30日 R4第1回士別市公共交通活性化協議会議にて、生活交通改善事業計画について承認

8. 利用者等の意見の反映
現在の福祉車両利用者に個別聞き取り（乗車時）

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	士別市
交通事業者等	上川北部ハイヤー協会士別支部、士別軌道株式会社、道北バス株式会社、北海道旅客鉄道株式会社 士別駅
地方運輸局	旭川地方運輸局

<p>その他協議会が必要と認める者</p>	<p>士別市自治会連絡協議会(中央地区、上士別地区、多寄地区、温根別地区、朝日地区) 士別市社会福祉協議会、士別商工会議所、士別市PTA連合会 士別翔雲高等学校 北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所 上川総合振興局地域創生部地域政策課、旭川建設管理部士別出張所 私鉄総連北海道地方労働組合士別軌道支部</p>
-----------------------	---

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 士別市東6条4丁目1番地

(所属) 士別市企画課企画係

(氏名) 土屋優斗

(電話) 0165-26-7791

(e-mail) kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 士別市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
株式会社士別ハイヤー	福祉タクシー1台導入		A 計画通り事業は適切に実施された。	A 車いすのまま乗車できることにより、スムーズな乗降が可能となった。	多くの要望に応えるため、今後も積極的に福祉車両を導入する。